第7章　その他

1. 建築協定

建築協定は建築基準法にもとづく制度で、地域の皆さん全員の合意により、建物の敷地、構造、用途、かき・さくなどについてのルールを定め、これを守りながら良好な住環境を保全・創出するための協定です。

本市では、しき・ふじみニューリバータウン(大字水子地内)において、協定が結ばれています。

2. 緑地協定

緑地協定は都市緑地法にもとづく制度で、地域の皆さん全員の合意により、協定区域、樹木の種類や植栽場など緑化についてのルールを定め、生垣や植栽による緑化を推進し、緑豊かな生活環境を創出するための協定です。

本市では、サンライズタウン縄文の丘（渡戸1丁目地内）において、協定が結ばれています。

緑地協定の例（渡戸1丁目地内）

3. 都市の景観

都市の景観の保全・創出がまちの品格を高め、うるおいと安らぎあるまちづくりのための重要な要素となっています。

現在本市では、埼玉県景観条例にもとづき、大規模基準適用区域（市内商業系用途地域全域）37.5haについて、高さ15m又は建築面積が1,000㎡を超える建築物などを建築する際には届出が必要となり、外観や植栽などの助言指導をおこなっています。

このほか、前出の地区計画や建築協定の中でも建物の高さやデザインに関するルールが定められています。

今後は、平成17年6月1日に景観法が全面施行されたことから、本市の特性を活かした都市景観の形成について取り組んでいこうと考えています。

大規模基準の適用例（ふじみ野駅西口地区）

■参照ページ☞資料編13ページ